

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 入出港関係</p> <p>第3節 貨物の積卸し</p> <p>(積荷に関する事項の報告等)</p> <p>3-1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>法第15条第7項又は第8項に規定する運航者等又は荷送人が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>イ オーシャン(マスター)B/Lに基づく積荷に関する事項の報告を行なう場合は、運航者等に対し、「出港前報告」業務を利用して外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、送信して行なうことを求めるものとする。</p> <p>ロ ハウスB/Lに基づく積荷に関する事項の報告を行なう場合は、荷送人にに対し、「出港前報告(ハウスB/L)」業務を利用して、外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、送信して行なうことを求めるものとする。</p> <p>(2) <u>法第15条第1項及び第2項に規定する外国貿易船の船長又は同条第10項及び第11項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>イ 海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行なう場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物(託送品)、関税法基本通達21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。)の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行なうことを求めるものとする。</p> <p>なお、上記(1)で報告を行なった海上コンテナ貨物に係る積荷に関する事項の報告を行なう場合には、「積荷目録提出」業務を利用して送信を行う前に、「出港日時報告」業務を利用して、同通達15-2-3に規定する正確な船積港出港日時を入力し、送信すること。</p>	<p>第1章 入出港関係</p> <p>第3節 貨物の積卸し</p> <p>(積荷に関する事項の報告等)</p> <p>3-1 <u>外国貿易船の船長又は外国貿易機の機長が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(新規)</p> <p>(1) 海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行なう場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、機用品、船長若しくは機長に託された貨物(託送品)、関税法基本通達21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。<u>下記(2)において同じ。</u>)の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行なうことを求めるものとする。</p>

新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p> <p>ハ 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第2条の2第3項第2号又は<u>第2条の4第3項</u>の規定により積荷目録の提出を要しないが、下記(イ)又(ロ)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式C-2030号、航空貨物については税関様式C-2035号）を提出することを求めるものとする。</p> <p>(イ) 本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物            (ロ) 本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物            (ハ) 法第63条第1項の規定による運送の承認を受けた外国貨物            (ニ) 法第66条第1項の規定による運送の承認を受けた内国貨物</p>	<p>(2) 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第2条の2第3項第2号又は<u>第2条の3第3項</u>の規定により積荷目録の提出を要しないが、下記イ又はロに掲げる貨物について、法第17条第1項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式C-2030号、航空貨物については税関様式C-2035号）を提出することを求めるものとする。</p> <p>イ 本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物            ロ 本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物            ハ 法第63条第1項の規定による運送の承認を受けた外国貨物            ニ 法第66条第1項の規定による運送の承認を受けた内国貨物</p>
<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>前項(1)に規定する海上コンテナ貨物の場合</u></p> <p>イ 「出港前報告」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、運航者等に対し、「出港前報告訂正呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、「出港日時報告」業務を実施した後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>ロ 「出港前報告（ハウスB/L）」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告訂正（ハウスB/L）呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、訂正の内</p>	<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。また、「出港前報告（ハウスB／L）」業務でマスターB／Lに関連するハウスB／Lの報告が全て完了した旨をシステムに入力し送信した後又は「出港日時報告」業務が実施された後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正（ハウスB／L）」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</p> <p>(2) <u>前項(2)イに規定する海上貨物の場合</u> 船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</p> <p>(3) <u>前項(2)ロに規定する航空貨物の場合</u> 機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の届出) 3-3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達21-1(2)のハからトまでのいづれかに該当する貨物及び同通達21-6の規定により他の外国貿易船等に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>航空貨物の場合</u> 機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB予備情報登録」業務又は「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当該</p>	<p>(1) 海上貨物の場合 船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</p> <p>(2) <u>航空貨物の場合</u> 機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の届出) 3-3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達21-1(2)のハからトまでのいづれかに該当する貨物及び同通達21-6の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>航空貨物の場合</u> 機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB予備情報登録」又は「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを探めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当該突</p>

新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該突合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報をAWB情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うこととし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うこととし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p> <p>(海上貨物の船卸確認の登録)</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととし、これにより報告先の税関官署の監視担当部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p><u>なお、関税法第16条第3項の規定によりあらかじめ税関長の船卸許可を必要とする貨物で当該船卸許可を受けていない貨物又は関税法基本通達15-11の規定に基づく事前通知を受けた貨物で当該通知の解除を受けている貨物については、船卸確認登録を行うことができないことに留意する。</u></p> <p>(船卸許可申請書の提出)</p> <p>3-13 システムを使用して法第16条第3項に規定する船卸しの許可を受けようとする場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>この節3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われている場合には、当該積荷の船卸しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に対し、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入</u></p>	<p>合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報をAWB情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うこととし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うこととし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p> <p>(海上貨物の船卸確認の登録)</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととし、これにより報告先の税関官署の監視担当部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p><u>(新規)</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) <u>この節3-1(1)の規定による積荷に関する事項の報告が行われていなければ、あらかじめ積荷に関する事項の報告を行った後、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p>	
<p><u>(船卸許可申請の審査)</u></p> <p>3-14 申請者が前項の規定により行われた船卸許可申請を行った場合、申請者に対して「船卸許可申請控情報」が配信される。</p> <p><u>船卸許可申請の提出先税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この節において同じ。）は、当該申請について審査を行うものとし、船卸しを許可した場合には、申請者に「船卸許可通知情報」が配信される。</u></p> <p><u>(船卸許可申請の撤回)</u></p> <p>3-15 申請者がこの節3-13の規定により行った船卸許可申請後、許可前に申請の撤回を行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、関税法基本通達16-3の規定に基づき、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」（税関様式C-2095号）1通を提出することにより行うものとする。なお、「汎用申請」業務を利用して行う場合には、「船卸許可申請撤回申出書提出」をシステムに入力し、送信することにより行うものとする。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別表)	(別表)
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧
<b>【監視関係】</b>	<b>【監視関係】</b>
手続名称 根拠法令等	手続名称 根拠法令等
(省略)	(省略)
時間外執務要請届（監視） 関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項	(同左)
<u>船卸許可申請撤回申出書提出</u> 関法第 16 条第 3 項 関令第 15 条の 2 第 2 項 <u>関基 16-2 (2)、16-3</u>	時間外執務要請届（監視） 関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項
	(新規)
<b>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</b> (省略)	<b>【通關・收納・評價・關稅鑑查官・通關業監督官關係】</b> (同左)
<b>【保税関係】</b> (省略)	<b>【保稅關係】</b> (同左)